

平成30年第6回農業委員会総会議事録

平成30年6月15日（金）第6回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥		
8番	(欠員)	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員 9人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子			6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 2人 7番 眞壁 勲二 推5番 三輪 金樹

議事	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第29号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第30号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届けについて
	完了届について
	農地法第18条第6項の規定による通知について
	利用権設定中途解約について
	農業委員会における活動計画について

協議事項
その他

事務局職員（書記） 事務局長 小川 泰典
 次長 藤井 和昭
 主査 滝口 良樹
 主査 西川 康裕

（開会時刻 午前9時30分）

藤井次長	委員の皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第6回総会を開催致します。 本日の出席は25名、欠席は7番眞壁委員、5番推進委員三輪委員です それでは逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。 （中略） 本日もよろしくお願い致します。
藤井次長	一つお知らせがございます。今回、傍聴希望される方が1名おられます のでこれを許可しておりますのでよろしくお願い致します。 続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は12番山田委員に先導をお願い致します。
山田委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井次長	ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお 願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、9番川上委員、10番久保木委員をお願い致し ます。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説 明をお願いします。
小川局長	本日の議案につきましては現地調査を5月25日と29日に行いまし ました。 1番ですが申請地は足見、畑3筆です。贈与による所有権移転をする というものです。作物は野菜、梨、作業従事者は2名です。農地法3条の 第2項状況ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃

っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われます。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが、信託ではないので該当致しません。4号ですが、「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、祖父から孫への家族間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積用件も満たしていること、また、家族間の所有権移転の為、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤本委員

6月8日に長岡委員と現地調査いたしました。場所は足見の●●●寺さんというお寺の前です。参道を上に上がる方の左と右で左側が駐車場の下1筆、参道右側2筆です。家族間の所有権移転の為問題ないかと思えます。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見等ございませんので、議案第26号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。
続いて2番の事務局の説明をお願いします。

小川局長

2番ですが上熊谷畑1筆、売買による所有権移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は1名です。3条2項各号の該当状況ですが、第1号から第4号については該当ありません。5号の下限面積ですが、当該地区の0.1aを超えている為該当致しません。6号も該当致しません。7号の地域調和ですが、空き屋と合わせてそれに付随した農地を売買する

	<p>ものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
谷岡委員	<p>5月26日と6月10日に小西委員と現地を確認しました。場所は上熊谷土居というところです。申請人が都会におり、空き屋になっていたところを相手方が買い取ったということです。空き屋に付随した農地を取得し、野菜を作るということです。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第26号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて3番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番ですが菅生、畑1筆、売買による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は1名、価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、以前から譲受人の父親が耕作をしており、譲り渡しの合意ができていたものでありますが、昨年その父親が亡くなられ、それを引き継いだ譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また現在耕作している農家との売買であるため農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷岡委員	5月26日、6月10日、小西委員と現地を確認しました。場所は熊谷から菅生へ上がり、二つ目の地域の川向こうです。譲受人のお父さんが以前から畑を耕作していましたが、亡くなられたため息子さんが引き継ぐということです。それと、譲渡人が病弱で耕作できない為、前から土地を下さいと言う話はしていたみたいですがここにきて譲渡人がいいですと言ったのではないかというふうに思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第26号3番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 4番につきましては審議の都合上により、議案第29条審議採決後といたします。 続いて26号5番の説明について事務局からお願いします。
小川局長	5番ですが上市の畑3筆、売買による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は2名、売買価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作できないため地元の近隣の農業者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

泉 委員	<p>今日、眞壁委員が欠席なので私からご報告させていただきます。</p> <p>確認日は6月10日に眞壁委員と行いました。場所は上市市民センターを西南へ約100mくらいで譲受人の家の裏です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、議案第26号5番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>続いて、議案第26号6番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>6番ですが上市の田畑8筆、売買による所有権移転です。作物は水稻、野菜、作業従事者は2名、売買価格は記載の通りです。先程の譲渡人と同じ方でして先程申請のありました残りの筆を今回ここで譲受人に所有権移転するというものです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作ができないため、地元の耕作を希望する農業者に売買するものであり本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
泉 委員	<p>6月10日に眞壁委員と現地を確認しました。まず、1番は畑で作付けをされていました。場所は上市市民センターより北へ約20m位の場所です。続いて●●●と●●●は休耕田でした。上市郵便局を南西に約100mの所です。●●●-1, 2, 3は畑で現状は休耕されていました。場所は市道を上市小学校前信号より約30m行った所です。●●●●-●は休耕田になっていました。場所は国道180号線備北バス、小谷バス停より南へ約100mの所です。●●●●-●は休耕田でした。場所は国道18</p>

	0号線備北バス、小谷バス停より南へ約30mの所です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
仲田委員	価格ですが、金額が5番、6番で倍ほど違い、上市は違う単価がよく出るんですがこれについて何か聞いてますか。
泉 委員	特に聞いていません。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。他にないようですので、議案第26号6番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて、議案第26号7番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	7番ですが大佐小阪部田畑13筆、贈与による所有権移転です。作物は水稲、野菜、作業従事者は4名です。農地法3条第2項の状況ですが5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、親から子への家族間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	6月11日に山田委員と後藤推進委員、申請者立ち会いで行いました。場所は県道大佐菅生線大佐側から約3km菅生の方に行きますと奥谷という集落があります。その中程、右上に●●●●会館がありますが、●●●●●会館の斜め上20mほどに申請者の家があります。畑は住宅の下にありました。田んぼは会館の左下、道路から左側に一帯にありました。お父さんから息子への贈与です。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、議案第26号7番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>続いて、議案第26号8番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>8番ですが大佐田治部田8筆、贈与による所有権移転です。作物は水稻、作業従事者は3名です。農地法3条第2項の状況ですが5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、体調不良により耕作できない為、子供夫婦に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>6月11日に後藤推進委員、久保木委員と現地を確認致しました。場所は旧田治部小学校から小阪部へ約150m行き、左側市道を100mの所です。●●の区画では旧田治部小学校から手前約100m行った所に、譲受人の家があります。その右隣にあります。親子間での贈与であって問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、議案第26号8番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて、議案第26号9番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>9番ですが大佐永富畑1筆、売買による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は1名です。売買価格は記載の通りです。農地法3条第2項の状況ですが5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作ができないため、近隣の農業者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているので農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>6月11日に山田委員、後藤委員、申請者と現地を確認致しました。場所は県道新見勝山線の大佐バイパスから東へ約1.5km行きますと●という集落があります。集落に入って2件目の住宅の右にありました。現地は草が生えないように黒いビニールシートをかけてありました。譲受人の住宅の近くということで、売買により所有権を移転するというものでありました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、議案第26号9番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて、議案第26号10番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>10番ですが哲多町蚊家田畑20筆、贈与による所有権移転です。作物は水稻、野菜、作業従事者は2名です。農地法3条第2項の状況ですが5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、譲受人が施設に入所して、耕作できないため、</p>

	<p>娘の夫へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥山委員	<p>6月9日に川上委員と現地を確認いたしました。場所は蚊家の青木という所のバス停から西へ100mほど行った所です。お父様が高齢のため、息子さんに名義を変えたいそうで、譲受人の方は今までも一緒に農地を管理されていたそうです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、議案第26号10番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>続きまして議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>1番ですが、西方の田1筆、共同住宅に転用するものです。申請地は、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。申請地の近隣には、新見公立大学があり、学生向けの共同住宅を建設し、賃貸経営を計画しているもので、申請人が所有する土地で、申請地に変えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えられます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、工事期間は許可日～平成30年12月30日で、建ぺい率は24.4%となっています。資金計画は土地の造成費、建設費は記載の通りで、資金についてはすべて借入金となります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

仲田委員	6月9日に溝尾推進委員、大原委員と現地を確認しました。短大で、増築計画があり、600人ほどに増えるということで、市の方から要請があったということで、●●を利用して、共同住宅をすることです。現地は問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第27号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め1番は許可妥当と致します。 続いて議案第27号2番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	場所は神郷油野、田1筆を墓地に転用するというものです。申請地は、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。現在の墓地が自宅から約1km離れた山中にあり十分管理ができないため、自宅近くの申請地に移転する為の転用であり、申請地に変えて利用できる適当な土地がなく土地区分と転用目的は問題ないと思われます。また、営農地計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。なお工事期間は許可日から6か月で、資金計画は土地造成費及び墓石設置費が記載の通りで、全て自己資金で賄われます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
大原委員	現地確認を6月8日に橋本委員、井上委員、3名で行きました。場所は、県道日南線笹尾大橋より西へ2kmくらいの所で申請人の家のすぐ裏なんですけど、事務局の説明通り確認してきました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第 2 7 号 2 番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め 2 番は許可妥当と致します。</p> <p>続いて議案第 2 7 号 3 番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3 番ですが、申請地は哲多町成松田 2 筆、転用目的は農地改良で、申請地は、甲種農地・第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第 2 種農地と考えます。嵩上げし、生産性、利便性を高めるための農地改良であり、「例外許可規定の仮設工作物の設置、その他の一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」に該当することから転用目的は問題ないと思います。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、農地改良後は、柚、栗などの栽培を行うと聞いております。嵩上げにより、6 枚の田を、1 枚にするということです。なお工事期間は平成 3 0 年 7 月 1 日～平成 3 3 年 6 月 3 0 日、資金計画は地元業者が土地造成費の土場を搬入するということで費用はかからないと聞いております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
川上委員	<p>現地確認を 6 月 9 日に奥山委員、鈴江委員で行きました。場所は、●●●●センターの南西に約 5 0 0 m 入った所です。申請者の現地立ち会いもあり、説明もいただき、準備をされているということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>嵩上げ高は平均でどのくらいですか。</p>
川上委員	<p>図面はもらっているが詳細については分かりません。</p>
小川局長	<p>最大で 3. 6 m となっています。</p>
仲田委員	<p>産業廃棄物等が紛れる可能性があるのでよく留意して今後の確認をお願いします。</p>

橋本委員	期間が長いが、業者の残土捨て場ではないですか。
川上委員	業者とは既に契約を交わしているということで、残土捨て場とは聞いていません。仕事の都合上で順次嵩上げをすることです。
橋本委員	嵩上げ名目に残土捨て場という状況にみられるのですが。
川上委員	申請者はそのようにおっしゃっていませんでした。
橋本委員	皆さんがどのように考えられるかで、私はなんとなくこれを見てそう感じました。
仲田委員	確認なんですけど、6枚の田があるんですけど、2筆になっているが6枚が段々になっているのですか。
小川局長	現況としては6枚に分かれておりまして、筆でいうと2筆となっています。
会 長	他にございませんでしょうか。 先程、橋本委員からも質問ありましたように、残土を持ってくるんだと思われるんですけど、仲田委員も申しましたが、産業廃棄物、特にそういうものの埋め立ては絶対に無いようによろしくお願ひしたいと思ひます。
小川局長	誓約書というのがでておりまして、それには造成にあたっては、廃棄物の埋め立てはしませんという誓約書が出ております。
後藤委員	たった5尺の田んぼですよ。6枚ほどですけど高さは3mほど言われたんですけど3年もかかるような工事じゃないと思うんですけど、やる気があれば1年で済む。だから、業者の方が残土がでたら持って行こうとする。業者からいえば残土捨て場でしょ。残土がでたら埋めて下さいということじゃないんですか。田を嵩上げして農地を早く作ろうとする意思ではなしに、業者の人が残土を捨てさせて下さいというような感じにとられるんです。3年という期間が。その辺もちょっと考えてみてください。
川上委員	申請者の説明によりますと、耕作するのに、利便性を図るためということを私どもは聞いております。従いまして隣接の水位関係、河川の方面とかの近隣の方にも皆、承諾はいただいております。ということを説明されました。
会 長	時々みていただいて不都合のないようお願ひ致します。

	<p>他にご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第 2 7 号 3 番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め 3 番は許可妥当と致します。 なお、本案件につきましては、県農業会議での諮問は任意となっておりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。 続いて議案第 2 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>1 番、申請地は大佐小阪部畑 1 筆、転用目的は道路改良です。申請地は甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない第 2 種農地と考えます。譲受人は、現在大龍寺の住職を務めておられまして、寺院への道が狭いということで、拡張して利便性の向上を図るというものです。なお、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画は記載の通りで、全て自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>現地を 6 月 1 1 日に確認しました。代表者は事務局が言われましたお寺の住職さんでした。現在の道路が 2 m 5 0 c m ほどあるんですが、大型バスの通行が困難ということで、拡張を 1 m ほど拡張するというものでした。場所は阿新農協大佐支所の裏から約 2 0 0 m 行った所です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第 2 8 号 1 番に賛成の方は挙手をお願い</p>

	<p>い致します。 (全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め許可妥当と致します。尚、本件につきましても、県農業会議への諮問は任意となっておりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可致します。 続きまして議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが7件出ております。 (議案第29号1番～7番を資料により朗読説明) 新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明を終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願い致します。</p>
藤澤委員	<p>1番の確認日は6月9日で三輪推進委員と二人で行いました。場所は唐松の真壁の●●●というお寺があります。その真ん前の田んぼであります。現地を確認しております。</p>
長岡委員	<p>2番の現地確認は、6月9日清原委員と行いました。 場所は北房井倉哲西線を豊永、ずっと北房よりに寄っていただきますと、ブドウの選果場があります。その選果場の前あたりになるんですけど、この農地へは選果場の手前、300mほどの所を左に入った400mくらい入った所の右下にある農地です。既にブドウの10年生よりもうちょっとたつとると思いますが、十分収穫のできる即お金になるというような畑でした。申請人が体調を崩して、作業できないということで、近所であります借受人へ依頼したと聞いております。</p>
山本委員	<p>3、4、5番は6月10に小田委員と現地を確認しております。 場所は千屋温泉から800mほど下流の高梁川の川向こうになります。 4番の面積の多いところ5筆が今年から主人が亡くなって、耕作に出して、3番目が近くにありますので隣接地帯で一緒にさせてもらうということです。5番目は長年していたのを今回申請した。実際現場に行き確認しましたが、田んぼになっていました。</p>

井上委員	<p>6番ですが、6月8日に大原委員、橋本委員、それから借受人の方と現地を確認致しました。</p> <p>場所は新見多里線の三坂地区に入り、三坂バス停から300mほど行った所に、今●●●●—2番地、ここは休耕田ですがカヤを作っておるといのか、刈っていると言っていました。それから150mくらい行った所に6畝ほどある小さい田んぼには稲を植えて田植えが済んでおりました。</p>
奥津委員	<p>7番、6月12日に谷川内委員、三上委員と現地に行ってきました。場所は哲西町大野部の中の下野部という地区に●●神社があるんですが、●●神社から東城へ抜ける道がございまして、その●●神社から500mくらい東城側へ行った所に貸付人の●●さんの家がございまして、その前に田んぼがございました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
山田委員	<p>農地中間管理機構へ預けたら貸付年数は10年じゃないんですか。</p>
事務局	<p>確認させて下さい。</p>
会 長	<p>調べて回答致します。</p> <p>全体を出して、全部の農地を中間管理機構に出して、補助金をもらう場合には、なんぼかいうのがあるんでしょ。調べてまた連絡します。</p>
久保木委員	<p>関連の質問なんですけど、この中間管理機構を通したらどねえにいなるんじやいう問い合わせがあるんです。申請書がでた時点で事務局もよく説明してあげて下さい。やめられたらお金はどうなるんですかいうからそれは当然返さんといけんというようなお年寄りもいるんですが、10年もよう生きとらんゆような人も中間管理機構を通して米をやるから補助金はこちゆような形ゆうのもあるようなんですが、事務局もよく説明してあげてください。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
仲田	<p>7番ですが、住所が一緒なんですけど貸付人、借受人、これは親族と考えていいんですよね。</p>
西川主査	<p>住所は少し違います。</p>

仲田委員	全然、他人ゆうか親族でも何でもありませんか。
奥津委員	遠い親戚ゆうか上下で本家分家になると思いますけど。
仲田委員	全部でなしになんぽか残ってるそれは貸付人の人の土地の平米数からすると若干残るのかなと。
奥津委員	ゆうちゃ悪いけどあんまりできんような所なので面積的に広いところをやるということです。
仲田委員	利便性の高いところをね。
会 長	他にございませんか。 他にご意見等ございませんので、議案第29号新規に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め新規は決定と致します。 続いて再設定について事務局の説明をお願い致します。
西川主査	再設定が9件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
	(ありません)
会 長	補足説明ございませんので、再設定についてご意見、ご質問ありませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第29号再設定に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。 ここで議案第26号に返っていただきまして、議案第26号の4番について、事務局から説明をお願い致します。</p>
小川局長	<p>議案第26号4番ですが、上市畑1筆、売買による所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は3名です。売買価格は記載の通りです。農地法3条第2項の状況ですが5号の下限面積ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、耕作をしていた譲渡人の父親が、高齢で耕作できないため、耕作を希望する地元の農業者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
泉 委 員	<p>6月10日に眞壁委員と現地調査を行いました。ここは畑になっていて、現状は休耕状態でした。場所は上市市民センターより南東へ約70mくらいの所です。今、ちょうど新しい家が建ち並んでいるかなという感覚で私は初めて行かせていただきました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
山本委員	<p>さっき私が説明した反別の面積と今ここに書いている耕作面積が一緒と言っていたが、少し違うみたいなんです。</p>
小川局長	<p>今、言われたのは●●●,●●●と先程の利用権設定がちがうということですか。この方は他にも農地を持っておられますので</p>
山本委員	<p>(●●●でしょ) (●●●平米でしょここに書いてるのが) (いやいや●●●●・・・) いやいやこれよりもここに書いている面積が少ない。下の利用権設定で出した面積のほうが多い。 (3つたしてみて)</p>

小川局長	確認します。お待ち下さい。
	(なる、利用権合わせても●●,●●●)
小川局長	すみません、確認します。
	(よろしいか)
後藤委員	<p>10a 当たり●●●万、話を聞けば荒れている、耕作していない農地だ という話だったのですが、これはすぐ宅地になるんですか。耕作さ れるんですか。坪●万円です。坪に直せば●万円。改良地になるんですか。 上市の平均は下の方を見て下さい。●●万や●万ここだけが途端に●●● 万に飛び上がるんです。宅地以外に方法がないんじゃないかと思うんです が、その可能性はあるんですか、ないんですか。耕作されてるんならいい んですが、荒れているということを知ったので。疑問に思ったんです。 ●●●万円、坪●万円。</p>
小川局長	現地在荒れているとゆうよりは、管理をされておりますので、
後藤委員	管理されとるというのは耕作されとる管理かな。
小川局長	そうですね、耕作できる状態で管理されているということです。
後藤委員	だから今は作ってないでしょ。
小川局長	作付けはしてないです。
後藤委員	<p>どんな、●●●万円、坪●万円出してどんな野菜を作られるのかな疑問 で、それも3名おられるんですけど、住まれているのは千屋の人です。買う のは上市なんです。近隣の耕作者とはちょっと距離が離れすぎてる関係が あって、千屋の人が上市の農地を●万円で買って何をしますか。 耕作できる状態の農地を●万円で買って何をしますか。この辺がちょ っと疑問なんです。途端に●●●万円でしょ。●万円と●万●千円同じ上 市の地区内であって途端に●●●万円。誰が考えてもちょっとおかしいん じゃないかという気がするんですが。</p>
小川局長	譲受人の方は野菜を作りますということで申請がでております。経験も 20年以上あります。

後藤委員	<p>農地の売買の絡みと作料とを農業委員会で決めとると思うんですけど、こういう価格は途端に上がってくるんで、ちょっとおかしいんじゃないのかなという気がするんですけど、本人同士の契約なんでこれは言われてないんですが、普通考えていっぺんに●●●万円、下が●●万円、●万●千円どう考えても何かがあるんじゃないかという気がしてならないんですが。</p>
三上委員	<p>どういう理由でこの4番をとばされたんですか。</p>
小川局長	<p>下限面積の関係です。</p>
小田委員	<p>もう1回場所を説明して下さい。さっき言われた●●さんが言われるこの方、大工なんでね、大工。場所がどこかをもう一度。</p>
泉 委員	<p>上市市民センターがございます。わかりますかね、上市幼稚園に上がって、信号がございます。その信号を幼稚園、あるいは小学校のほうへ上がる反対側を今度は下る、下るといふか南へ行くんですけども、ですから市民センターから70m位です。私も初めてその辺りへ行っただけですけども、だんだんと家が建ち並んでいるなというそういう所でした。</p> <p>(家？小学校？)</p>
泉 委員	<p>下です。えっとですね、上市幼稚園の方に入るでしょ、そこに入り口がありますよね、信号がありまして、その逆です。下にあります。その左手の方に行った所です。</p>
会 長	<p>ゆくゆくはそういうことになるんだろうとは思いますが、とりあえずは今、農地として購入して1年は作らないといけんですわね。</p>
後藤委員	<p>それが、内容ゆうのが分かればいんですが、ただ畑だけでいうのは</p>
会 長	<p>その、畑だけで採算を取ろうと言うんじゃあ投資効果はないような気がしますけど。</p>
後藤委員	<p>わかりますよ。畑でなしに、将来的に住宅建てる意思があるんならわかりますよ。坪●万円も。</p>

会 長	譲受人からそうゆうあれはないんでしょうけど、意思表示は無いんでしょうけど、そういうことではないのかなと憶測はできます。
小川局長	先程の耕作面積の件ですが、●●●平米というのが、結局、耕作面積というか、農家台帳に載っていますので、耕作面積は先程の●●,●●●に●●●を足していただいて、●●,●●●平米に修正をお願いします。
会 長	他にご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第 2 6 号 4 番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて議案第 3 0 号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
小川局長	1 番ですが、菅生、田 2 筆です。現況ですが、●●●●番地 1 は平成 5 年頃から耕作されておらず、隣接の●●●●番 3 を宅地として分筆、登記をし、平成 1 4 年頃から物置場などとして利用され、現在に至っています。それから、●●●●番 2 は平成元年頃から公衆用道路となっているというので、1 番は雑種地、2 番は公衆用道路です。
会 長	これについて関係地区委員の説明を求めます。
谷岡委員	現地確認を 5 月 2 6 日、6 月 1 0 日、2 回行ってます。この土地は、平成 5 年頃から耕作されておらずと書いてますが、だいぶ前から耕作は致しておりません。老け田ということで、二人くらい作ってもらったんですけど、機械が埋まるということで手を離しております。そういった土地を、耕作を放棄しておりましたところ、川向こうにおりました人が、その土地を、全部ではないんですが、購入して家を建てられたということでございます。そして、周りに残った他の田んぼといいますか、そういうのが一部は公衆用道路、菅生から千屋に抜ける公衆用道路でございます。それに市道としてとられたということでございます。また周りにはいろんな倉庫、車庫、等々が建っておりますし、一部石を置いたりして資材も置いたりしております。そういったことから考えますと、後に残ったのは、雑種地だ

	<p>というふうに考えた方がいいんじゃないかというふうに考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>公衆用道路は市道ですか、さっき市道と言われた様に思いますが。</p>
谷岡委員	<p>あれは雪かきをするのに市道、市道と言ってるものですから、市道と言ったですが、広域農道です。千屋の山本委員さんがおるあの辺に抜ける予定の道路で、小阪部の上刑部、いま、大佐山の横を通過してずっと行くような所でございます。</p>
後藤委員	<p>広域農道になっているのが、個人の所有でまだあるんです？</p>
谷岡委員	<p>個人ではありませんよ。</p>
後藤委員	<p>これは個人のものです、●●さんの土地です。●●さんの土地で公衆用道路になっとるから</p>
谷岡委員	<p>●●さんの土地で公衆用道路ではなく</p>
後藤委員	<p>所有権は●●さんです。これは</p>
谷岡委員	<p>一部道路になったということで、これは登記はどうなっとんのですか。</p>
後藤委員	<p>登記は●●さんの土地です。</p>
谷岡委員	<p>この辺が公衆用道路に一部とられて、後は雑種地ということで公衆用道路も●●さんのかもわかりません。それはね。同じ番地ではないと思います。</p>
後藤委員	<p>要は隣接の所へ3番を宅地として分筆したタイミングで1、2、3に分かれたと思うんですが、この公衆用道路が、私道ならいいんですけど、公のほんとに皆さんが通行する道路になっとる阿福から抜ける道でしょ。</p>
谷岡委員	<p>そういうことです。</p>
谷岡委員	<p>阿福から菅生に抜ける道です。</p>

	<p>まだ拡張と言っても完全な拡張でないんです。阿福から越えるのは2車線的にセンターラインがあるんですが、あそこだけはまだ、2mちょっと3mくらいで、そんなに拡張いうところではないんです。</p>
橋本委員	<p>公衆用道路の件で、私この間、新見市とちょうど職員さんもおってんですけど、いまだにそれが残っております。公衆用道路で、名義は私になつていて、税金は免除というような状態でずっと残っているのが今も私のもまだあるんですけど、ベースは新見市さんの方が切り替えしないといけないんですけど、経費がかかるので昔のことが残って、未だに公衆用道路で名義が私とか皆さんが言われているようなのが多々あるように思われます。それで、この間それを公衆用道路だった所を新見市さんの名義変更してもらって、新見市さんの土地になった訳ですけど、そういう例はあると思います。</p>
会 長	<p>利用状況調査の時でも、あるやつが公衆用道路でちゃんとその人の名義であがってきたいうんがあるから。</p>
後藤委員	<p>事務局がこれは都市整備課、建設課へ行ってですね、この通り市道になつとるか、どうなつとるか確認して、このようなのがあるんなら登記をするようにゆうてみてください。この人、売買で動いてるもんか寄付したもんかわかりませんので。</p>
小川局長	<p>わかりました。確認します。</p>
後藤委員	<p>今度の委員会で報告して下さい。</p>
会 長	<p>はい、次回、委員会で。 他にございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他ないようでしたら、30号の1番については、今の公衆用道路の件については、調査して説明すると言うことで、認定については賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定といたします。 続きまして議案第30号2番の案件について事務局から説明お願いしま</p>

	す。
小川局長	2番ですが、場所は西方、田1筆です。ここは20年以上耕作しておらず、原野となっているということで、現況は原野です。
会 長	これについて関係地区委員の説明を求めます。
仲田委員	確認日は6月9日、溝尾推進委員と大原委員と行ってきました。場所は矢崎の方へ行くところと教習所へ行くところの分かれ道のところへ●●●●があるんですが、●●●●のちょうど真裏くらいの所にありまして、木も生えております。たまたまその場所の、ちょっと奥の方を2、3年前くらいから、僕らグループで耕作しよんですけど、35年ぶりに作ったということで、ここは完全に原野化しているということで、進入道もないので、これから先もたぶん機械を重機を入れても農地とするのは難しいのではないかと思えるくらいの所です。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	議案第30号2番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定といたします。 続きまして第30号3番の案件について事務局から説明をお願いします。
小川局長	3番ですが、場所は、哲多町宮河内田畑2筆です。2筆とも40年以上前から耕作しておらず、原野となっている状況で、現況は原野です。
会 長	これについて関係地区委員の説明を求めます。
川上委員	6月9日に奥山委員、鈴江委員と現地を確認致しました。場所は、宮河内小学校の道路の反対側すぐでございまして、長年耕作していない状態を、確認致しました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

会 長	川上委員さん耕作してないんですけど、どういう状況なんでしょう。木が生えてる。
川上委員	はい、他の委員さんとともに現地をみて、ちょっと話の中では、ヤシの木があるのは植えたものなのか、2本ほどあります。大きいのが。電柱の小型くらいなの。後は、雑木ですね。20年ぐらい経つてもう、うっそうとした原野の状態です。ここには40年と書いてありますが、確かに40年くらいこの方は岡山の方に出てこちらにおられないので、誰も作っておられません。
会 長	はい、わかりました。 ご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	議案第30号3番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定といたします。 続きまして第30号4番の案件について事務局から説明をお願いします。
小川局長	4番ですが、場所は哲西町上神代、畑2筆です。以前お送りしました資料には、現況宅地としておりますが、雑種地とさせてもらっています。理由ですが、2筆とも昭和の初め頃から住宅が建っていましたが、現在は解体、撤去されて、雑種地となっているということです。以上です。
会 長	これについて関係地区委員の説明を求めます。
三上委員	6月12日に谷川内委員、奥津委員と現地確認致しました。場所はJR芸備線市岡駅より西へ100mほど行った交差点を北に20mほど行った左手にありました。確か半年ほど前に申請者の方のご主人が亡くなられて、奥様が哲西を離れられた、その時点で、解体、撤去されたものと思われます。草は生えておりましたが、雑種地の状態を確認致しました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号4番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、認定といたします。 ここで11時20分まで休憩といたします。
	～ 休憩 (11:10～11:20) ～
会 長	それでは時間になりましたので再開致します。 続いて報告事項に入ります。 農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	1番ですが、場所は菅生、地目は田です。目的は農機具倉庫です。5m×10mの倉庫、50平米。理由は農機具倉庫として利用するという事です。 この方は、遠方におられますが、将来的にこちらに戻って、農業するという意思を確認してます。
会 長	これについて関係地区委員の説明を求めます。
谷岡委員	5月26日、6月10日に現地確認しました。場所は、旧菅生小学校より熊谷の方へ250m位下ったところで、川の向こうです。その田んぼなんですけどその1画に農機具倉庫を作って、農機具を入れるということです。以上です。
会 長	2番お願いします。
小川局長	2番ですが、場所は大佐小阪部、畑1筆です。目的は農機具倉庫、6m×10mの60平米。理由としましてこれも農機具倉庫として利用するという事で、先程の分もありますが、平面図、立面図等は詳細な図面がでております。
会 長	これについて関係地区委員の報告をお願いします。
久保木委員	6月11日に現地をみましたが、場所は大佐山ですか、そこへ行く方面です。農機具倉庫を作るということでございます。

小川局長	3番です、場所は神郷油野、地目は田です。目的は農機具倉庫8m×10mの80平米で、農機具倉庫として利用するという事です。これも平面図、立面図は出ております。
会 長	これについて関係地区委員の報告をお願いします。
大原委員	6月8日に橋本委員、井上委員と現地を確認しました。この方もトラクターを露天に置かれている方なので、できるだけ倉庫がほしいと言うことで思い立ったんだなと思います。以上です。
会 長	続きまして農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	場所は金谷です。畑1筆です。転用目的ですが、新見市太陽光線の新設工事のための作業用地ということです。転用理由としましては、認定電気通信事業者が、電力供給の安定を図るため、新見市太陽光線を新設するための作業用地ということです。契約の種類は、賃貸借の設定で、工事期間は、平成30年7月1日から平成32年3月19日までということです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
藤澤委員	6月9日に溝尾推進委員、三輪推進委員の3人で現地を確認をしております。場所は金谷橋を渡って金谷地区へ入る踏切があります。その右手約50mほど上がったとこの畑でございます、周りは住宅があたりします。その間の畑です。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	場所は上熊谷、台帳地目は畑です。理由ですが、住宅のすぐ近くまで申請地の畑が迫っていたということで、平成13年頃に安全のために宅地と同じ高さにならして、宅地の一部として現在に至っているということです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡委員	現地確認を先程から26日をかなり出してしておりますが、この法務局照会がきた時に事務局の方からカードを全部いただきまして、その日に一緒にまわったということです。現地確認を再び6月10日に小西委員と行って

	<p>おります。現場は塩城小学校へ入る、大佐勝山線、新見勝山線の所から踏切を渡って、塩城小学校に入るんですが、それを渡らずに大佐の方に交差点から約200m位大佐に行った所です。そこに家があるんですが、かなり、家の裏側の方が迫っているということで、岩切りをして畑を宅地にしたということです。大佐に帰る方は帰りにみていただければと思います。以上です。</p>
会 長	<p>続いて農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>許可変更届の前に、先程、議案第29号1番に質問がありました農地中間管理機構の貸付10年じゃないというのが、先程、機構の駐在員の方から連絡が入りまして、協力金の対象ではありませんので5年半と、貸付の方が高齢なので10年まではと思われたんだと思います。ということで、協力金の対象外ということで5年半ということでした。報告させていただきます。続きまして、期間変更届ですが、1件出ております。哲多町矢戸地内、畑、4条による農地改良で、平成30年5月28日までの予定でしたが、工事の遅れということで、平成32年11月30日までの変更となっております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の報告をお願いします。</p>
奥山委員	<p>6月9日に川上委員、鈴江委員と現場に行ってきました。遅れておりました。将来的にはブドウの農地として使おうとされているみたいですが、まだ全然、工事はされてましたけど、半ばでした。以上です。</p>
会 長	<p>続いて完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>完了届は6件でています。 1番、唐松地内、5条による倉庫と駐車場 2番、法曾地内、29条による牛舎 3番、豊永赤馬地内、5条による宅地 4番、上熊谷地内、農地改良届による嵩上げで、これは、長年の懸案事項でありまして、完了届が出たことを農地部会長に報告させていただきました。 5番、坂本地内、4条による墓地、進入路 6番、神郷下神代地内、農地改良による嵩上げ</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より確認日の報告と補足説明があればお願いします。1番から順次お願いします。</p>

藤澤委員	<p>確認日は、6月9日、これ以前にも昨年の6月30日くらいが完了になっております。出来ていたんですけど中々、完了届が出てないということで催促してようやく出たということで、一応確認日は6月9日に見ております。それから、2番につきましては、5月の総会前に熊野の子牛の育成施設を確認しに行ったときに見ております。5月10日で認識しておりますので、出来ていたことを確認しております。</p>
清原委員	<p>6月9日に確認致しました。5月22日に完成ということで、22日頃から色々荷物を運んで、現在、新しい家に住んでおられました。</p>
谷岡委員	<p>確認日が6月10日です。申請どおりきちっとできております。 その前に先程の法務局照会、これは約束事で、3人見に行くということで山本委員、小西委員、私で行っております。法務局だけは、皆さんも3人で確認していただきたいと思います。</p>
泉委員	<p>6月10日に完了の確認をさせていただきました。きちんとしておりました。</p>
仲田委員	<p>確認日は6月9日、大原委員と行っております。4月30日に完了になっているんですけど、実は見たのが、ここはずっと注意して見てたんですが、現況では田んぼの作付けができていないので、今、畑として若干野菜ものを植えていました。まだ、畦畔等々できていないので、引き続き注意して見ていこうと思っています。</p>
会 長	<p>次に農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>農地法第18条第6項の規定による通知が2件出ております。 農地法第3条による賃貸借権を解約するためです。 1番、上市地内、田1筆、所有権移転の為ということで、本日の3条申請の中でこの筆がありまして所有権移転されます。 2番、哲西町上神代、田2筆、耕作者の都合によりということで解約をされました。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
泉委員	<p>所有権移転の為で問題ないと思いましたが。6月10日に確認をさせていただきました。</p>

三上委員	<p>6月12日に谷川内委員と奥津委員と現地を確認しました。田でなく、宅地と公衆用道路のように思われるんですけど、ここが團場整備をされた後で非常にわかりにくいので航空写真でも断定できないということでした。事務局も調整して。ご本人の貸付人の方とも、面談しましたが、この方は、ご主人が3年ほど前に亡くなられて、田んぼのことはノータッチだったので分からないということでしたが、指示に従って手続きしますということでしたので、事務局とも連絡しながら現況証明なり、田でないわけですので、そのようにしていきたいと思います。</p>
会 長	<p>続きまして利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>中途解約が1件出ています。大佐小阪部、田1筆、耕作地が遠いという為ということで、3月末で解約された後に、先月の利用権設定で、別の耕作者、法人でしたけれども、法人の方と契約をされて、6月1日から次の耕作者が決まっております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
後藤委員	<p>今、事務局が言われたとおり5月の時に、●●●●●●●●さんに貸しがついたように出ておりました。それでこっちのが同時に出たらいいんですが、遅れたためにおかしな事になってるんですけど、場所は農協大佐支所の、北側100mほど行った所です。</p>
会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。 事務局から何かありましたらお願いします。</p>
小川局長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>特にないようですが、協議事項に入る前にもう一つの報告事項をお願いします。</p>
西川主査	<p>本日、別資料で、平成29年度の目標及びその達成にむけた活動の点検評価と平成30年度の目標及びその達成にむけた活動計画、というのを付けています。これが農業委員会等に関する法律の中で、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、6月30日までに、インターネット等による、公表が義務づけられていますので、今回これをまとめさせていただきました。 ご意見、ご質問あればよろしくをお願いします。</p>

	<p>会議を行いまして、地元農業委員さんとで確認しようということで、4月23日に地元の農業委員さんに現地を確認していただきました。それから事務局でも、4月24日に関係者に聞き取りを行っております。それから5月に入りまして、再度調整会議を行いまして、所有者に違反転用ということで、文書で通知をし、回答を求めておりました。その回答が届いたのが、6月8日です。その内容によりますと、そこは法面で耕作できないということで適さないということで農地でないというようなことを主張されておまして、こちらとしましてはあくまでそこは農地ですよということで回答することとしております。状況につきましては以上です。今後の流れにつきましては、またおってご報告させていただければと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので先程事務局が説明した方針で対応していくこととします。</p> <p>それでは次長よろしくお願ひします。</p>
藤井次長	<p>次回の総会について、先程も話に出ておりましたが、農地パトロールと同じ日にちで、7月13日(金)午前9時30分からと予定しています。場所は南庁舎1階会議室、この場所です。</p> <p>8月についてですが、8月10日(金)午前9時30分の予定としております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>9月については13日(木)でいかがでしょうか。一応この日を予定させていただいて、市議会もあつたりして、どうしても開催できない場合は、また調整させていただこうと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようでしたら、ここで閉会といたします。谷岡代理が閉会の挨拶をいたします。</p>
谷岡代理	<p>(閉会挨拶)</p>

(閉会時刻 午前 11 時 53 分)